

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月5日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	鳥取市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1480579712994/index.html">http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1480579712994/index.html</a>

執行機関名 鳥取市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第12の項 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第一条	鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則(平成29年鳥取市規則第67号)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第2条 給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父(法第6条第1項又は第2項に規定する者であって、現に児童(同条第3項に定める児童をいう。)を扶養しているものをいう。以下同じ。)の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するために支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取市高等職業訓練促進給付金等事業実施規則